

氏名	西原 一幸		
授与した学位	博士		
専攻分野の名称	文学		
学位授与番号	博乙第 4527 号		
学位授与の日付	令和 2 年 9 月 25 日		
学位授与の要件	博士の論文提出者 (学位規則 4 条第 2 項該当)		
学位論文題目	字様の研究—唐代楷書字体規範の成立と展開—		
学位論文審査委員	教授 江口 泰生	教授 宮崎 和人	
	准教授 橘 英載	教育学研究科准教授 土屋 聡	

学位論文内容の要旨

西原一幸氏は岡山大学の修士課程を修了、のち名古屋の金城学院大学講師、助教授、教授を経て、現在は金城学院大学名誉教授である。

学位論文は『字様の研究—唐代楷書字体規範の成立と展開—』、2015年3月に日本文学等の専門書を手掛ける勉誠出版から刊行された。本文は基本篇・応用篇・解説篇の三部に分かれ、索引を付す。A5版467頁、索引9頁。『東方学』・『国語学』など学会査読誌4本、『漢字字体史研究』『和漢比較文学叢書』など専門叢書に7本、ほかに研究紀要、書下ろし論文など合計20本あまりの論文を集大成した大著である。

なお、西原氏は昭和62年に論文「敦煌出土『時要字様』残巻について」(『東方学』第70輯)およびこれと関連する研究活動」によって第6回東方学会賞を受賞している。

学位論文の章立ては以下のとおり。

まえがき

基本篇

- 第一章 『新撰字鏡』所引の『正名要録』
- 第二章 唐代楷書字書の成立—『顔氏字様』から『干祿字書』『五経文字』へ—
- 第三章 『顔氏字様』以前における楷書整理と『正名要録』の成書年代
- 第四章 独立の典籍範疇としての字様
- 第五章 敦煌出土『時要字様』残巻
- 第六章 敦煌出土『新商略古今字様撮其時要並引正俗釈』残巻

- 第七章 『干禄字書』と『五経文字』、その違いはどこからきたか
- 第八章 杜延業撰『群書新定字様』の佚文
- 第九章 敦煌出土『正名要録』記載の字体規範の体系
- 第十章 俗体とは何か—顔元孫と俗体の成立—
- 第十一章 顔氏一族と『干禄字書』、俗字の活用
- 第十二章 開成石経と唐玄度撰『九経字様』—石経字形は如何にして決められたか—
補説 顔師古撰『顔氏字様』に字体規範は存在したのか

応用篇

- 第十三章 『新撰字鏡』本文中における『正名要録』の利用
- 第十四章 函書寮本『類聚名義抄』所引の『干禄字書』
- 第十五章 函書寮本『類聚名義抄』所引の「類云」とは何か
- 第十六章 『類音決』の佚文—函書寮本『類聚名義抄』所引の「類云」とは何か—（補遺）
- 第十七章 隋・唐代における字体規範と仲算撰『妙法蓮華経釋文』
- 第十八章 異体字同定上の問題点
- 第十九章 唐代楷書字体規範からみた『龍龕手鏡』

解説篇

- 第二十章 敦煌出土S 3 8 8 番写本概要
- 第二十一章 字様の研究史
- 第二十二章 唐代楷書字体研究に果たした敦煌出土スタイン3 8 8 番写本の役割—『正名要録』と『群書新定字様』—

あとがき

初出一覧

索引

学位論文の重要な論点は次の三点である。

- ①「字様」という新たな典籍カテゴリーの発見
- ②唐代漢字字体規範の発見
- ③唐代以降、正体がどのように決められたかの発見

「字様」とは、「字形、字音などの類似によって錯誤に至る可能性のある楷書を広く弁別するために撰述された典籍」（本書序文）である。西原氏は、それまでまったく知られていなかった「字様」の典籍を発見し、それらが新種の独立した典籍カテゴリーの書であることを証明した。そして、その「字様」を用いて、唐代には確固たる楷書字体規範が存在したことを発見し、それが唯一の字体規範であったことを証明した。その上で、唐代以降、楷書正体がどのように決められていったかを発見し、それが体系に厳密に従ったものであることを証明した。

①②③を証明するために、具体的には次のような点を明らかにした。箇条書きにする。

- ・『正名要録』の発見

- ・唐代楷書字書（字様）の展開過程
- ・字様撰述が『顔氏字様』以前の隋代頃に存したこと
- ・「字様」という典籍概念の存在
- ・『時要字様』の発見
- ・『新商略古今字様撮其時要并引正俗釋』の発見
- ・唐代楷書字体規範の体系の解明
- ・唐代楷書の辨似体系の発見
- ・「スタイン388字様」が『群書新定字様』であることの証明
- ・唐代には社会全体に認知された「字体規範」が存在したことの証明
- ・「正体」に次ぐ第二の字体「俗体」の発見
- ・石経の真の目的及び字様との関わりの発見
- ・開成石経の撰述者および建立の推進者が皇帝から勅命を受けた下級官吏であった唐玄度（『九經字様』の選者）だったこと
- ・唐代の異体字資料として名高い遼の僧行均撰『龍龕手鑑』（高麗大学蔵、韓国国宝）の字体規範が唐代のそれとはかけ離れていること

以下、学位論文の要旨を章立てにしたがって概要を述べる。

第一章の概要。敦煌出土スタイン388写本後半部分記載の典籍が『新撰字鏡』序文に名の見える『正名要録』であること、撰者名郎知本は『唐書』に記録の残る郎知年であること、『正名要録』の成立は随から唐初にかけて成立した可能性のあること。

第二章。唐代に成立した『干祿字書』と『五經文字』とは、従来楷書字書だと考えられてきた。しかし従来の研究では両書の関係、両書が出現するに至る筋道などは不明であった。本稿は敦煌出土スタイン三八八番写本前半部分記載の匿名小学書が、辞書史上から見た場合には両書をつなぐ性格を持つことに着目し、両書が出現する過程には、經典の為にする字様（楷書字書）と文字そのものの為にする字様との二つの潮流が存在し、両書はそれぞれの潮流を代表する典籍であったこと。

第三章。従来、最古の字様は唐初に顔師古の撰述した『顔氏字様』（逸）であると考えられていたが、最古の字様は『顔氏字様』ではなく『正名要録』であったこと。

第四章。『〇〇字様』のように末尾に字様なる書名をもつ典籍は『唐書』芸文志などに多数記録されている。しかしそれらがいかなるものであったかは知られていなかった。本章は字音や字形上の類似点を有するが故に錯誤に陥る可能性のある文字を広く弁別することを目的に撰述された小学書が字様であることを論証した。字様という範疇は字書・韻書などと並行的な典籍上の範疇であって、従来知られることのなかった新種の範疇である。これによって、従来楷書字書だとされた『五經文字』『干祿字書』などの典籍も、字書ではなく字様だと考えることによって多くの矛盾点を解決。

第五章。敦煌出土『時要字様』は、従来は一種の語彙熟語辞書だと考えられていたが『時要字様』は字音の類似によって生じる錯誤を避けるために撰述された、従来知られることのなかったタイプの小学書であること。

第六章。敦煌出土『新商略古今字様撮其時要並引正俗釈』は、従来『切韻』類から日常生活に必

要な語彙を抜き出した通俗字書だと考えられていたが、同音字・類音字（同音語・類音語）の混同を避けるために撰述された新種の字様であることを証明。

第七章。『干祿字書』にだけ存在し他の典籍には存在しない三体（正通俗）の字体規範の定義は何に由来するものかなどの疑問に解答を与えた。

第八章。杜延業撰『群書新定字様』の名は『干祿字書』序文に記載されているが、その本体は亡逸したと考えられていた。スタイン388写本前半部記載の失名小学書は『群書新定字様』であることを証明した。

第九章。楷書字体の価値基準（字体規範）が唐代に存在し、『正名要録』記載の字体規範もこれと整合するものであることを示し、随唐代には、時代全体を貫く字体規範の体系が存在したことを証明。

第十章。俗体は顔元孫が独自に創出した特殊な字体規範であったこと（唐代においては一般性のある字体規範ではなかったこと）、俗体創出の契機となったのは、顔之推の世字に用途をひらく考え方であったことなどを論述。

第十一章。唐代の楷書字体規範は『説文解字』に依拠する字形が正体だと判明している。それに対して『干祿字書』の撰者顔元孫は積極定的に俗字をも「俗体」という正体に次ぐ第二の字体として提案していることを指摘。

第十二章。開成石経は『新加九経字様』の撰者唐玄度が文宗の勅命を受けて設立、撰述されたことを発見、指摘。これによって初めて開成石経設立の経緯が明らかになった。

第十三章。『正名要録』が日本最古の漢和字書『新撰字鏡』にどのように利用されているかを調査。

第十四章。図書寮本『類聚名義抄』に引用されている『干祿字書』条文は、他本に引用された『干祿字書』条文を間接的に引用したのではなく、直接に『類聚名義抄』の撰者自身が『干祿字書』を引用したものであることを証明。

第十五章。図書寮本『類聚名義抄』に「類云」として引用されている典籍が『一切経類音決』であろうとする説を追認し、反対にこの典籍の性格は「字様」であろうと推定。

第十六章。『類音決』の佚文を収集紹介し、この佚文からも『類音決』は音義書ではなく「字様」であるという推定結果が妥当な結論であったことを述べた。

第十七章。本邦撰述の仏典音義である『妙法蓮華経釋文』には字形・字体に関する注記が多く存在する。これらの注記のもつ性格を分析し、運用を重視する字体規範が中国において成立する以前の、古い字形解釈の様相をよく反映していることを論証。

第十八章。異体字を同定する上での種々の問題点を指摘し、実例を示しながら、異体字同定の方法・技術を系統立てて論述。

第十九章。改編本系『類聚名義抄』は多数の異体字と字形・字体注記を含む。その中の「或」および「或作」の注記は、中国の小学書においてはみることのできない特異な字体注記である。本章ではこの注記を取り上げ、これを中国サイドの字形・字体注記の変遷の過程と対照し、その生成の筋道を推定。

第二十章。スタイン388写本には二種の字様が記載されている。この概要を述べた。

第二十一章。「字様」の研究史について述べた。

第二十二章。敦煌文書スタイン388写本所載の『正名要録』『群書新定字様』は、従来までの主要資料だった『干祿字書』と『五経文字』との形態差を説明できるミッシングリンクだったことを詳述。

(以上)

学位論文審査結果の要旨

学位論文審査は7月9日4時30分から2-6セミナー室で開催された。紹介教員・主査は日本語学の江口泰生、唐代文学の橘英範准教授、古代中国の墓銘誌研究の土屋聡准教授、言語学の宮崎和人教授の四名で構成した。

まず履歴書の確認を行った。西原一幸氏は岡山大学の修士課程を修了、名古屋の金城学院大学の講師・助教授・教授を経て、現在金城学院大学の名誉教授であること、昭和62年に第6回東方学会賞を受賞していることを確認した。

次に学位論文と業績の対照を行った。学位論文は『字様の研究—唐代楷書字体規範の成立と展開—』（2015年3月、A5版467頁、索引9頁）である。『東方学』・『国語学』など学会査読誌4本、『漢字字体史研究』『和漢比較文学叢書』など専門叢書に7本、ほかに研究紀要、書下ろし論文など合計20本あまりの論文を集大成したことを確認した。

また学位論文の他に、以下のような各種事典の項目を執筆依頼されていることも確認した。

- ・佐藤喜代治編『漢字百科大事典』（1996年、明治書院）の「干祿字書」「五経文字」「九経字様」項目
- ・佐藤喜代治編『日本語学研究事典』（2007年、明治書院）の「干祿字書」項目
- ・前田富祺・阿辻哲次編『漢字キーワード事典』（2009年、朝倉書店）の「新撰字鏡」「篆隸万象名義」項目
- ・前田富祺他編『日本語大事典』（2014年、朝倉書店）「則天文字」「漢語大詞典」「漢語大字典」「漢字語源辞典」「佩文韻府」「古籀篇」「新韻集」項目
- ・日本語学会編『日本語学大辞典』（2018年、東京堂出版）「類書」「説文解字」「龍龕手鏡」「干祿辞書」項目
- ・日本中国語学会『中国語学辞典』（印刷待ち刊行予定、岩波書店）「楷書」「開成石経」「字様学」「五経文字」「新加九経字様」「篆隸文体」項目

多くの事典の項目執筆を依頼されていることは、西原氏がこの分野で非常に信頼された研究者であることを示していると認められた。

次に本論文の概要を西原氏から述べてもらった。以下、その概要を述べる。

本書の最大の重要論点は、「字様」という新たな典籍カテゴリーの発見、である。西原氏の研究はそれまでまったく知られていなかった「字様」という典籍を発見し、その意義を完全に究明することによって、従来の研究を一新し、新しい研究領域を提示したところにある。

「字様」とは、「字形、字音などの類似によって錯誤に至る可能性のある楷書を広く弁別するために撰述された典籍」(本書序文)である。西原氏は、それまでまったく知られていなかった一群の「字様」を発見し、それらが韻書・字書・類書などと並ぶ、新種の独立した典籍カテゴリーの書であることを証明した。そして、その「字様」を用いて、唐代には確固たる楷書字体規範が存在したことを発見し、それが唯一の字体規範であったことを証明した。その上で、唐代以降、楷書正体がどのように決められていったかを発見し、それが体系に厳密に従ったものであることを証明した。

次に審査員による質疑応答に入った。従来、漢字学の第一人者である藤枝晃『文字の文化史』(1971年初版、岩波書店)にあるように、隸書から楷書へ、南北の地域差、写経などの分野による位相などを伴いながら、次第に自然に楷書へ収斂していったように記述されてきた。この記述について、西原氏の考えを聞いたところ、確かに筆記具や筆録媒体の変化などから自然に変化したところもあるが、自然に変化したとただけでは漢字字体の揺れが小さすぎる、科挙のために字体を統一する必要性があり、その結果、字様が編纂され、漢字字体の揺れが縮小したとみるべき、であるとされた。確かに、藤枝晃氏は1981年『日本語の世界3 中国の漢字』(中央公論社)において、西原氏の「字様」研究の成果を大幅に取り込み、記述の修正を行っている。また日本の漢字研究者笹原宏之氏『謎の漢字』(2017年、中公新書)第三部にも西原氏の研究成果が盛り込まれ、大きな影響を与えていることが確認された。学会誌『日本語の研究』12-3(2016年)の展望号で、鈴木広光氏より「文献学の方法を学ぶための鑑である」という高い評価がなされていることも確認した。以上、「字様」研究は西原氏が独自に切り開いた分野で、本書はその集大成であり、大きな影響力を持っていることが確認された。

本書は上述の新発見に加え、非常に丁寧に調査されていること、論理の構成に隙がなく破綻が全くないことが審査員から述べられた。本書は多くの漢文を引用するが、漢文は正確に読まれており、誤解といえるものは唯一、258頁2行目「自牧」は人名と見做すべきこと、漢字の所属韻目の並べ方に乱れがあることぐらいであることが指摘された。他に誤字脱字も極めて僅かで、165頁6行目に「と」が脱落、271頁注(1)の一重括弧記号()の位置がずれている程度である。

また「弁似体系」など、ややこなれない術語で説明されていることが指摘された。今後、何らかの機会を得て「字様」研究を平明な表現を用いて導いてほしいという要望もあった。

また、これだけの著書でありながら、ほぼ執筆順にほぼ原論文のまま収録されていること、これだけの研究を単独で積み重ねてきたことなど、西原氏の研究人生が劇的であり、その構想力に驚嘆せざるを得ないという評価がなされた。

学位論文の元となった論文は日本よりもむしろ、台湾・中国・韓国の漢字研究者によって多く引用され、場合によっては無断で盗用されてきた。きわめて国際的な価値を持ち、既に楷書字体研究において必須の文献になっているものである。

以上、本書は楷書字体の規範の成立の解明に打ち立てられた金字塔であり、揺るぎない価値を持つものである。審査の結果、審査員全員が博士(文学)にふさわしい業績であることで一致した。西原一幸氏の学位授与の審査に立ち会えたことを名誉に思う。

(以上)